

那覇市公報

第 1 6 9 3 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市農業委員会の委員の選任に関する規則（商工農水課）…………… 419

◇告 示◇

- 建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の変更について（建築指導課）
…………… 424
- 平成 29 年（2017 年）5 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…… 424
- 平成 29 年（2017 年）5 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
（総務課）…………… 425
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の廃止について
（建築指導課）…………… 426
- 景観整備機構の指定について（都市計画課）…………… 427
- 平成 29 年度市政功労者の表彰について（秘書広報課）…………… 427
- 地籍調査の実施について（地籍調査課）…………… 429
- 平成 29 年（2017 年）6 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…… 430
- 平成 29 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（国民健康保険課）…………… 431

◇公 告◇

- 開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 432
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について
（道路建設課）…………… 433

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 434

規 則

那覇市規則第19号

平成29年 5 月 19 日

公 布 済

那覇市農業委員会の委員の選任に関する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市農業委員会の委員の選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)の選任の
手続等に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集の方法)

第2条 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第9条第1項の推薦及び募
集は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 農業者、農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦
- (2) 農業委員になろうとする者の公募

(被推薦者及び応募者の資格)

第3条 前条第1号の推薦を受け、又は同条第2号の公募に応募することができる者は、
農業に関する識見を有し、那覇市農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務
を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として本市に住所を有する者で、本市の農業に精通し、地域農業の振
興及び発展に対して意欲があるもの
- (2) 本市の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第4条第1項の職員をい
う。)でない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2
条第6号の暴力団員でない者又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力
団員と密接な関係を有しない者

(推薦及び応募の手続)

第4条 農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号)第5条第1項
の規定による提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を、
市長が指定する場所へ持参し、又は郵送することにより行うものとする。

- (1) 第2条第1号の推薦 農業委員会委員推薦書(第1号様式)
- (2) 第2条第2号の公募に係る応募 農業委員会委員応募申込書(第2号様式)

(推薦の求め及び公募に係る周知)

第5条 第2条第1号の推薦の求め及び同条第2号の公募に係る周知は、次に掲げる方
法により行う。

(1) 那覇市公告式条例(1961年那覇市条例第1号)第2条第2項ただし書の掲示場への掲示

(2) 本市のホームページへの掲載

(3) その他市長が必要と認める方法

2 前項の推薦の求め及び公募の期間は、おおむね1月とする。

(推薦及び応募の状況の公表)

第6条 農業委員会等に関する法律第9条第2項の規定による公表は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる方法により行う。

(候補者の評価)

第7条 市長は、第2条第1号の推薦を受け、又は同条第2号の公募に応募した者(次条において「候補者」という。)に係る評価について、那覇市農業委員候補者評価委員会の意見を求めるものとする。

(農業委員の任命)

第8条 市長は、前条の意見を受けた後、候補者のうちから農業委員として適当と認める者を決定し、議会の同意を得て、農業委員を任命する。

(農業委員の補充)

第9条 市長は、農業委員の欠員が那覇市農業委員会委員定数条例(平成29年那覇市条例第2号)に規定する定数の4分の1を超えた場合は、この規則に定める手続に基づき、速やかに農業委員を補充するものとする。

2 前項の場合のほか、農業委員の欠員が同項の定数の4分の1を超えない場合で市長が必要があると認めるときも、同項と同様とする。

3 前2項の規定により補充される農業委員の任期は、当該補充される農業委員の前任者の残任期間とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、農業委員の選任の手続等に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 1 号様式(第 4 条関係)

農業委員会委員推薦書

年 月 日

那覇市長 宛

那覇市農業委員会の委員として下記 2 の者を推薦します。

1 推薦者

(1) 個人が推薦する場合

氏 名	(ふりがな)	住 所	性 別
	㊞		男 ・ 女
生年月日	年 月 日生 (歳)		職 業
連 絡 先			

(2) 団体が推薦する場合

法人名 (団体名)	(ふりがな)	住 所	
代表者又は 管理人の氏名	㊞	構成員の数	
連 絡 先			
目 的			
構成員たる資格			

2 被推薦者(推薦を受ける者)

氏 名	(ふりがな)	性 別
	㊞	男 ・ 女
住 所		職 業
生年月日	年 月 日生 (歳)	
連 絡 先		
経 歴		
農業経営の状況	主な経営作目： 耕 作 面 積：	
認定農業者等であるか否かの別	認定農業者等である ・ 認定農業者等でない	
推薦の理由		
農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦の有無	他市町村の農業委員・農地利用最適化推進委員に 推薦している ・ 推薦していない	

備考

- 1 被推薦者の住民票の写し(本籍記載のあるもの)を添付してください。
- 2 枠内に書ききれない場合は、別の用紙に記載して提出してください。
- 3 「認定農業者等」とは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項各号に掲げる者をいいます。

第 2 号様式(第 4 条関係)

農業委員会委員応募申込書

年 月 日

那覇市長 宛

那覇市農業委員会の委員に応募します。

氏 名	(ふりがな)	性 別
	㊟	男 ・ 女
住 所		職 業
生年月日	年 月 日生 (歳)	
連 絡 先		
経 歴		
農業経営の状況	主な経営作目 : 耕 作 面 積 :	
認定農業者等であるか否かの別	認定農業者等である ・ 認定農業者等でない	
応募の理由		
農業委員・農地利用最適化推進委員の応募の有無	他市町村の農業委員・農地利用最適化推進委員に 応募している ・ 応募していない	

備考

- 1 応募者の住民票の写し(本籍記載のあるもの)を添付してください。
- 2 枠内に書ききれない場合は、別の用紙に記載して提出してください。
- 3 「認定農業者等」とは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項各号に掲げる者をいいます。

告 示

那覇市告示第 89 号

平成 29 年 5 月 8 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の変更について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路を次のとおり変更したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定番号：第 2 号
- 2 変更する道路の種類：建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路
- 3 変更の年月日：平成 29 年 5 月 8 日
- 4 変更する道路の位置：那覇市字大道 159 番 5、160 番 4
- 5 変更する道路の延長及び幅員： 延長20.87m
幅員 4.00m

那覇市告示第 93 号

平成 29 年 5 月 11 日

掲 示 済

平成 29 年（2017 年）5 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 29 年（2017 年）5 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 29 年 5 月 19 日 (金)
 - 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
 - 3 付 議 事 件 名
 - (1) 平成 29 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて (那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて(那覇市税条例の一部を改正する条例制定)
 - (4) 専決処分の報告について (なは市民協働プラザにおける転倒事故)
-

那 覇 市 告 示 第 98 号

平成 29 年 5 月 16 日

掲 示 済

平成 29 年 (2017 年) 5 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 29 年 (2017 年) 5 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 城 間 幹 子

付議事件名

委員会への付託陳情

- ・生活道路の閉鎖に伴う道路開通に関することについて

那覇市告示第 101 号
平成 29 年 5 月 17 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり廃止したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 廃止番号：第 3 号
- 2 廃止道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 3 廃止の年月日：平成 29 年 5 月 17 日
- 4 廃止道路の位置：那覇市字天久潮満原 875 番 1
- 5 廃止道路の延長及び幅員： 延長 4.00m
幅員 11.27m

那覇市告示第 103 号

平成 29 年 5 月 18 日

掲 示 済

景観整備機構の指定について

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 92 条第 1 項の規定に基づき、下記の者を景観整備機構に指定したので、同法第 92 条第 2 項の規定に基づき告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|---------|---------------------|
| 1 | 名 称 | 特定非営利活動法人首里まちづくり研究会 |
| 2 | 住 所 | 沖縄県那覇市首里池端町 34 |
| 3 | 事務所の所在地 | 沖縄県那覇市首里池端町 34 |

那覇市告示第 104 号

平成 29 年 5 月 20 日

掲 示 済

平成 29 年度市政功労者の表彰について

平成 29 年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、次の者を那覇市政功労者として表彰したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により公示する。

那覇市長 城 間 幹 子

登録番号 434 号

氏 名 しまじり こうゆう 島 尻 香 雄（77 歳）

功績概要 昭和61年から30年の長きにわたり那覇市交通指導員及び会長を務め、毎日の立哨活動や市及び地域の行事への協力、同指導員への助言、指導及び研修等により市の交通安全の向上に尽力。また、那覇市青少年指導委員、那覇市スポーツ推進委員、民生委員・児童委員、寄宮自治会長を務め、地域福祉及び青少年健全育成に尽力し、本市の発展に貢献。

登録番号 435 号

氏 名 たいら ちょうせい 平 良 長 政（73 歳）

功績概要 昭和 60 年 8 月から平成 4 年 5 月まで那覇市議会議員を 2 期 6 年 10 ヶ月務め、その間、議会運営委員会委員長等の要職を務める。その後、平成 4 年 6 月から平成 20 年 6 月まで沖縄県議会議員を 4 期 16 年務め、その間、総務企画委員会委員、沖縄県都市計画審議会委員、那覇港管理組合議会議員をも務め、市議会、県議会の立場から本市の発展に貢献。

登録番号 436 号

氏 名 たかざと よしき 高 里 良 樹（62 歳）

功績概要 昭和 63 年 11 月から平成 17 年 8 月までに那覇市議会議員を 5 期 13 年余り務め、その間、教育福祉常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、建設常任委員会委員長の要職を歴任し、市政のチェック機能として多くの提言や指摘を行い、卓越した指導力を発揮し本市が抱える重要課題の解決と円滑な議会運営に尽力し議会の立場から本市の発展に貢献。

登録番号 437 号

氏 名 なかざと まさゆき 仲 里 政 幸（85 歳）

功績概要 平成 23 年より那覇市社会福祉協議会会長を務め、募金活動や自治会、民生委員・児童委員等と連携し「地域見守り隊」結成に尽力。また、那覇市 PTA 連合会会長、那覇市那覇学校給食センター運営委員会運営委員、那覇市献血推進協議会委員、那覇市個人情報保護審議会委員、那覇市生涯学習推進協議会委員、那覇市社会教育委員を務め、本市の地域福祉の増進に貢献。

登録番号 438 号

氏 名 にしはら とくいち 西原 篤一（71 歳）

功績概要 昭和 43 年から 49 年の長きにわたり沖縄刑務所篤志面接委員及び会長を務める傍ら、那覇市教育委員及び委員長を 4 年間務め、矯正教育並びに教育の振興に尽力。また、昭和 43 年から 49 年の長きにわたり沖縄県赤十字賛助奉仕団及び副会長を務め、社会福祉に尽力。また、22 年余りのブラジル連邦共和国サンビセンテ市との姉妹都市交流に尽力し、本市の発展に貢献。

登録番号 439 号

氏 名 みやぎ ゆきこ 宮城 幸子（83 歳）

功績概要 琉球舞踊真踊流家元に師事し、沖縄芸能の戦後復興の礎ともなった芸能祭等で実績を残し、琉球舞踊の真髄を現在に伝える。国指定重要無形文化財琉球舞踊保持者に認定され、琉球舞踊の伝承、発展のため、流派を超えて後進の育成に尽力するとともに那覇市文化協会顧問、沖縄伝統舞踊保存会副会長等の要職を歴任し、本市の伝統芸能文化の振興発展に貢献。

登録番号 440 号

氏 名 やまぐち よしこ 山口 良子（72 歳）

功績概要 人間国宝宮平初子氏の指導の下で首里織の技術を学んだ後に独立。平成元年から平成 23 年の間、那覇伝統織物事業協同組合理事、理事長を務め、その間、沖縄県工芸産業審議会副会長、沖縄県工芸公募展審査委員、那覇市伝統工芸事業協同組合連合会理事などを歴任するとともに首里織の普及及び後進の育成に尽力し、本市の伝統工芸産業の振興発展に貢献。

那覇市告示第 105 号

平成 29 年 5 月 22 日

掲 示 済

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第六条の四第 1 項の規定により、下記のとおり地籍調査を実施する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

- 1 事業計画が告示された年月日 平成29年5月12日
- 2 調査を実施する者の名称 那覇市
- 3 調 査 地 域 那覇市
(字宇栄原、宇栄原4丁目、宇栄原
5丁目及び宇栄原6丁目、識名1丁
目、長田1丁目、字寄宮、曙1丁目
及び曙2丁目並びに港町1丁目及
び港町2丁目)
- 4 調 査 期 間 平成29年5月22日から
平成30年3月31日まで

那覇市告示第 107 号
平成 29 年 5 月 24 日
掲 示 済

平成 29 年 (2017 年) 6 月那覇市議会定例会の招集について

平成 29 年 (2017 年) 6 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 29 年 6 月 1 日 (木)
- 2 招集の場所 那覇市議会議場

那覇市告示第 118 号

平成 29 年 6 月 1 日

平成 29 年 (2017 年) 5 月那覇市議会臨時会で議決された平成 29 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 29 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 29 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,300,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50,605,455 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 諸収入		千円 1,943,124	千円 1,300,000	千円 3,243,124
	3 雑入	1,896,421	1,300,000	3,196,421
歳 入 合 計		49,305,455	1,300,000	50,605,455

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰上充用金		千円 0	千円 1,300,000	千円 1,300,000
	1 繰上充用金	0	1,300,000	1,300,000
歳 出 合 計		49,305,455	1,300,000	50,605,455

公 告

那覇市公告第 57 号

平成 29 年 5 月 9 日

掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 27 年 11 月 30 日 第 H26-05-01 号 那覇市指令都建第 3373 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里崎山町 3 丁目 20 番 2 他 3 筆
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
沖縄県那覇市首里崎山町 3-22-1
池原 興安
- 5 検査済証番号
平成 29 年 5 月 1 日 那都建第 35 号
- 6 工事完了年月日
平成 29 年 4 月 6 日

那覇市公告第 70 号

平成 29 年 5 月 22 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 都市計画事業の種類及び名称

- （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
- （2）名称 3・3・那17号 石嶺線2工区

2 施行者の名称 那覇市

3 縦覧場所及び縦覧期間

- （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
- （2）期間 平成29年5月22日～平成32年3月31日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 3 号

平成 29 年 5 月 11 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

指定(登録)番号	第 343 号
指定工事店名	株式会社大川工業
営業所所在地	うるま市石川曙三丁目 1 番 33 号
代表者名	大宜見 正
有効期間	自 平成29年4月 1 日 至 平成34年 3 月31日
異動年月日	平成 29 年 4 月 25 日
異動事由	商号の変更